



地方独立行政法人
東京都健康長寿医療センター

入院時食事療養提供業務及び食
堂・喫茶運営業務委託募集要項



< 目 次 >

第 1 事業の全体概要	・ ・ ・	1
1 事業名称	・ ・ ・	1
2 委託場所	・ ・ ・	1
3 委託期間		1
4 運営方針	・ ・ ・	1
5 委託業務内容		1
6 事業者の選定方法	・ ・ ・	1
7 事業スケジュール	・ ・ ・	2
第 2 事業者の募集及び選定	・ ・ ・	3
1 基本的な考え方	・ ・ ・	3
2 募集及び選定スケジュール	・ ・ ・	3
3 応募の手続き	・ ・ ・	3
4 応募者の資格要件	・ ・ ・	6
5 提案審査に関する事項	・ ・ ・	7
第 3 提案を求める事項とその条件	・ ・ ・	8
1 入院時食事療養提供業務の提案	・ ・ ・	8
2 食堂・喫茶運営業務に係る提案	・ ・ ・	8

第1 事業の全体概要

1 事業名称

入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託

2 委託場所

東京都板橋区栄町 35 番 2 号
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
(以下「センター」という。)

3 委託業務内容

委託業務は入院時食事療養提供業務と食堂・喫茶運營業務の 2 つの事業部分に区切り、担当者は別とする。

(1) 入院時食事療養提供業務

※ 入院時食事療養提供業務の内、配膳・配茶に係る業務については、委託業務から除く可能性もある。

また、当該業務に係る食材料については、センターと本件受託者が別途契約する「給食賄い材料の購入契約」により買入れるものとする。

(2) 食堂・喫茶運營業務

委託業務内容の詳細は、(1)、(2)ともに別紙「仕様書」のとおり

4 委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで (2 年間)

また、契約締結後、平成 23 年 3 月 31 日までを、委託業務の準備期間とする。

※(1) 委託期間について、平成 24 年度末に新センター施設の完成を予定している。新センター施設への移転時期が平成 25 年 4 月以降となる場合、移転が完了するまでは、現施設において業務を継続する場合がある。その場合は引き続き本件により受託した者が業務を継続するものとする。なお「入院時食事療養提供業務」委託料については、日割り計算で支払うものとする。

※(2) 委託業務のうち入院時食事療養提供業務については、新センター施設移転後も、本件により受託した者に引き続き業務を委託する場合がある。

5 運営方針

(1) 入院時食事療養提供業務

高齢者に対する生活の質 (QOL) を重視するといったセンターの入院時食事療養提供業務の目的を十分に理解し、センターの指定した方法により、栄養管理のなされた安全で衛生的かつおいしい食事を提供しなければならない。

(2) 食堂・喫茶運營業務委託

患者サービスの充実及び職員の福利厚生の上昇に資するとともに、経済性に優れた質の高いサービスを提供するよう努めなければならない。

6 事業者の選定方法

事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

別紙様式による提案書等の提出を受け、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

7 事業スケジュール

現在、以下のスケジュールを予定している。

事業者との契約締結	平成22年12月下旬
既存業者との引継ぎ	平成23年1月から3月※
業務開始	平成23年4月1日

※ 食堂・喫茶運營業務については、センターと協議のうえ引継ぎ作業内容並びにスケジュールを定めることとする。

第2 事業者の募集及び選定

1 基本的な考え方

本事業への参加を希望する事業者を公募する。

事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の提案、入院時食事療養提供業務の価格等を総合的に審査し、最も優れた評価を受けた者を優先交渉権者として選定する。

2 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次表のとおりである。

募集要項等の公表	平成22年11月1日
参加表明書の事前提出（電子メール）	平成22年11月4日
参加表明書（原本）の提出及び 募集要項等の説明会（現場説明会を含む）	平成22年11月5日 ※参加希望者数により2日に分ける場合あり
資格要件・募集要項等に関する質問受付	平成22年11月8日～9日
資格要件・募集要項等に関する質問回答通知	平成22年11月16日
資格要件事前確認書の受付	平成22年11月18日～19日
資格要件の確認通知	平成22年11月26日
提案書等の受付	平成22年11月30日 ～平成22年12月1日
プレゼンテーション及びヒアリング	平成22年12月7日 正式な日時は別途通知する
優先交渉権者の選定	平成22年12月13日予定
契約締結	平成22年12月下旬

3 応募の手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は平成22年11月1日(月)からセンターホームページにて公表する。

(2) 参加表明書の提出及び募集要項等の説明会

事業への参加を希望する事業者を対象に、参加表明書の受付及び募集要項等の内容についての説明会を、次の要領により行う。参加を希望する事業者は、参加表明書（別紙「様式第1号」）に所要の事項を記載の上、電子メールにて平成22年11月4日（木）午後5時までにセンター担当者メールアドレスまで送信し、説明会当日、原本を持参すること。

※説明会参加は絶対条件とし、説明会に参加しなかった者は、提案書の提出を認めない。

ア 日時

平成22年11月5日(金)午前10時～午前11時30分

※ 参加希望者数によっては、説明会を2日に分けて行う場合もある。その場合は個別に連絡する。

イ 集合場所

センター管理棟4階経営企画課前 午前9時45分 担当者より説明会場へ案内いたします。

ウ 説明場所

センター病棟棟3階大会議室

- エ 参加者
本事業の説明会に参加を希望する事業者。ただし、参加可能人数は、1 事業者につき 3 名以内とする。
- (3) 募集要項及び事業（業務）内容等への質問
ア 募集要項及び事業（業務）内容等に対する質問がある場合は、質問書（別紙「様式第 2 号」）に所要の事項を記入し、下記の期間内にセンター担当者宛て電子メールにより送るものとする。持参、電話での受け付けは行わない。
イ 1 件の質問に対して 1 枚の様式を使用し、使用するソフトはマイクロソフト社の Word とする。
ウ 受付期間
平成22年11月8日(月)午前9時～平成22年11月9日(火)午後5時
- (4) 募集要項及び事業（業務）内容等への質問の回答
ア 受け付けた質問に対する回答は、平成 22 年 11 月 18 日(木)に電子メールで質問者宛てに回答する。なお、共通の事項と判断される質問の回答については、センターホームページで公表する予定である。ホームページでの回答の公表に当たって質問を行った事業者名等は公表しない。また、意見の表明と解されるものについては、回答しない。なお、本回答は要項及び仕様書と同じ効力を持つものと解する。
- (5) 資格要件事前確認書の提出
ア 本事業（業務）の受託を希望する事業者は資格要件事前確認書（別紙「様式第3号」）に所要の事項を記載し、必要書類を添付して、センター担当者宛て持参すること。なお、資格要件の確認対象は別紙「様式第3号」に示す項目での業務遂行能力の確認で行うものとする。
イ 持参期間は平成22年11月18日(木)から同年11月19日(金)とする。持参時間は、午前10時から午前12時（正午）及び午後1時から午後5時の間とする。
ウ 事前確認の結果は、平成22年11月26日(金)に個別にセンター担当者より電子メールにて通知する。
- (6) 参考価格の公表
資格要件が有ると認められたものに対して別途通知する。
- (7) 提案書等の受付
ア 事前確認の結果、本事業への参加資格が有るとセンターから通知を受けた事業者（以下「応募者」という。）は、提案様式集（別紙「様式第4号」）に定める提案書等（以下「提案書等」という。）を下記の受付日時に受付窓口へ持参すること。
イ 受付日時
平成22年11月30日(火)及び同年12月1日(水)
午前10時～午前12時（正午）及び午後1時～午後5時の間
なお、この日時以外は一切受け付けない
ウ 提案書等の提出部数は10部とする。
- (8) プレゼンテーション及びヒアリング
ア 目的
プレゼンテーションは、提案書（様式第 4 号から様式第 15 号）を基に行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用している説明は不可とする。
イ 場所
センター管理棟4階大会議室
ウ 日時
平成22年12月7日(火)予定 ※時間については調整の上、個別に連絡する。

エ 出席者

プレゼンテーションへの出席者は 3 名以内とする。なお、入院時食事療養業務の（予定）受託業務責任者、食堂・喫茶業務業務の（予定）受託業務責任者が同席することが望ましい。

オ 審査結果

応募者に通知し、公表する。

(9) 契約の締結

審査により、総合的な評価の順位を決定し、最も優れた評価を受けた応募者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、交渉が不調となったときは、順位付けが上位の応募者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、その交渉における担当部署は、入院時食事療養提供業務においてはセンター栄養科、食堂・喫茶運營業務においてはセンター総務課総務係とする。

(10) 契約金額の減額

契約締結後、受託者が提案内容を実現できなかった場合は、契約金額を減額する場合がある。

(11) その他

ア 費用の負担

参加に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ 提案書等の変更の禁止

応募者が提出した提案書等の内容の変更は認めない。

ウ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した提案書等に虚偽の記載がある場合は、参加を無効とする。

エ 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

オ 著作権

応募者が提出した提案書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本事業の範囲内においてセンターが必要と認めるときには、協議の上、センターはこれを無償で使用できるものとする。

カ 提案書等の取扱い

応募者が提出した提案書等は返却しない。

キ 資料等の取扱い

センターの配布する資料等は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

4 応募者の資格要件

(1) 基本的要件

ア 応募者は、入院患者様への食事の提供及び食堂・喫茶運営を行うのに必要な技術力及び経営能力を有すること。

イ 応募者は、高齢者に対する生活の質（QOL）を確保しつつ、センターの運営コストの引下げに向けた取り組みに賛同し、センターとともに、合理的なシステムづくりなどに取り組む意欲と能力を有すること。

(2) 資格要件

応募者は、ア及びイの資格要件を満たしており、それを証明する書類（別紙「様式第3号」）を提出すること。また、認定書は写を提出すること。

ア 許可病床 300 床以上の病院で入院時食事療養提供業務及び食堂運営業務の受託実績を有するものであること。

イ 財団法人医療関連サービスマーク振興会による患者等給食に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者。又は医療法第 15 条の 2 の業務委託基準に適合するものであることを証明したものであること。

(3) 応募者の制限

以下に該当するものは、本事業に参加することはできない。また、資格要件の事前確認において、本事業への参加資格があるとセンターから通知を受けたものが、受託者として決定するまでの間に以下に該当した場合は、参加資格を取り消す。

ア 地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されているもの。

イ 東京都 平成 21・22 年度 物品買入れ等競争入札参加資格の、種目 119 の 01「病院給食」の参加資格を有していないもの。

ウ 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中のもの。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にあるもの。ただし、センターが経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

オ 本事業に参加しようとするものの間に資本関係又は人的関係があるもの（東京都物品買入れ等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」にあたるもの。）。

※ なお、上記イについては、該当する場合でも、上記（2）資格要件のア及びイを満たし、国等の公的機関において病院給食の参加資格を有する場合は認めるものとする。その場合は上記ア及びウについては同様の措置と考える。

(4) 資格要件確認の基準日

資格要件を判定する基準日は、提案書等の受付開始日である平成 22 年 11 月 18 日(木)とする。

5 提案の審査に関する事項

(1) 審査体制

センターが設置する「入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託審査委員会」(以下「審査委員会」という。)は、資格要件確認において資格有りとした応募者の提案書における提案内容を審査する。

なお、内容審査は、仕様書に係る業務を前提として応募者が作成した提案内容等に対して、専門的見地から審査し、提案等の質的評価を得点化するために行う。

内容審査の審査項目、審査の視点、配点等は別紙「入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託審査項目及び配点基準」に示すとおりとする。

(2) 提案内容の位置付け

本事業に関する提出時点での提案内容等については、一定程度抽象的な内容であることから、優先交渉権者選定後、事業者が遵守すべき各本業務の具体的な内容等を協議したうえで、提案内容の詳細を決定することを予定している。

(3) 総合評価

ア 総合評価の手順

審査委員会は、提案内容及び価格に関する審査をそれぞれ行い、それらを総合評価することにより総合評価値を算出し、総合的な評価の順位を決定したうえで、総合評価値の最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。

総合評価値の算出に当たっては、提案書に記載された内容に対する評価の得点(満点 60 点)と提案価格を得点化した評価値(満点 40 点)との加算を行い、合計値である総合評価値(総合点:満点 100 点)に基づいて応募者の順位付けを行うものとする。

イ 総合評価値の計算式

「入院時食事療養提供業務及び食堂・喫茶運營業務委託審査項目及び配点基準」を参照。

第3 提案を求める事項とその条件

1 入院時食事療養提供業務の提案

応募者は仕様書で示される業務を前提とし、次の基本方針に従った上で、経済性に優れた質の高い患者給食サービスを提供すること。

〈基本方針〉

- ・ 応募者は、入院時食事療養提供が患者に対する治療行為の一環であることを認識のうえ、センターの作成した献立に基づき食品衛生の安全が確保される食品材料を使用し、安全安心な治療食としての的確な調理調整を行うものとする。
- ・ 応募者は、関係法令である「入院時食事療養の基準」、「食品衛生法」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「食事療養関係法令」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及びセンターの定める「衛生管理マニュアル」等の諸規定を遵守し、入院時食事療養に係るセンターの運営方針に沿って、その職務を忠実に実践すること。
- ・ 応募者は、センターの指定した方法により、適時適温給食を実施し、選択食や各季節の行事食を供すること。

2 食堂及び喫茶運營業務に係る提案

応募者は仕様書で示される業務を前提とし、患者サービスの充実及び職員の福利厚生の上に努め、経済性に優れた質の高い食堂サービスを提供すること。

書類の提出先及び問い合わせ

〒173-0015 東京都板橋区栄町 35 番 2 号
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
経営企画局経営企画課 企画・財務係 門坂
TEL：03-3964-1141（内線 3018）
FAX：03-3579-4776
電子メール：chori-shokudo@tmghig.jp

※本要綱 P.4 記載の通り、「(3)募集要項及び事業(業務)内容等への質問は上記電子メール宛てにて行うこと。」